

(別表)(第8条関係)

公営中高層住宅の水道料金等の算定基準

住宅種別	子メータの点検			水量算出方法及び水道料金等の算定基準
	住宅部分	散水栓等部分	店舗等部分	
住宅	有	無		住宅部分...子メータごとに算定 共同設備部分...親メータ水量 - (住宅部分水量 + 基礎引き上げ水量) = 共同設備部分として算定する。(1) 料金等の算定は、戸数計算で行う。 (要綱第8条第3号を適用)
	有	有		住宅部分...子メータごとに算定 散水栓等部分...散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(2) 差水量...親メータ水量 - (住宅部分水量 + 散水栓等部分水量) = 差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金 = 97円 × 差水量 × 消費税及び地方消費税相当率 下水道使用料 = 61円 × 差水量 × 消費税及び地方消費税相当率 (それぞれ端数切捨て)として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないことができる。 (要綱第8条第5号、第6号及び第7号を適用)
店舗付住宅	有	無	無	住宅部分...子メータごとに算定 店舗等部分及び共同設備部分 ...親メータ水量 - 住宅部分水量 = 店舗等部分及び共同設備部分 の使用水量として算定する。 料金等の算定は、大阪市水道事業給水条例第26条第1項に基づき行う。 (要綱第8条第4号を適用)
	有	有	無	住宅部分...子メータごとに算定 店舗等部分...親メータ水量 - 住宅部分水量 - 散水栓等部分水量 = 店舗等部分の使用水量として算定する。 散水栓等部分...散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(2) (要綱第8条第2号本文及び第5号を適用)
	有	無	有	住宅部分...子メータごとに算定 店舗等部分...子メータの合計水量若しくは各店舗メータごとに算定する。 共同設備部分... (親メータ水量 - 店舗等部分水量) - (住宅部分水量 + 基礎引き上げ水量) = 共同設備部分として算定する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(1) (要綱第8条第2号ただし書及び第3号を適用)
	有	有	有	住宅部分...子メータごとに算定 店舗等部分...子メータの合計水量若しくは各店舗メータごとに算定する。 散水栓等部分...散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(2) 差水量...親メータ水量 - (住宅部分水量 + 散水栓等部分水量 + 店舗等部分水量) = 差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金 = 97円 × 差水量 × 消費税及び地方消費税相当率 下水道使用料 = 61円 × 差水量 × 消費税及び地方消費税相当率 (それぞれ端数切捨て)として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないことができる。 (要綱第8条第2号ただし書、第5号、第6号及び第7号を適用)

1 「住宅部分水量 + 基礎引き上げ水量」が基礎水量の総戸数分に満たない場合は、基礎水量に総戸数を乗じた水量とする。

2 [住宅部分水量 + 散水栓等部分水量] - 住宅部分水量(基礎水量の総戸数分に満たない場合は、基礎水量に総戸数を乗じた水量とする。)